

第1期 平成16(2004)年度

泰阜村ふるさと思いやり基金事業報告書

長野県泰阜村

1 社会投資家である寄付者や村内外のみなさまへ

みなさまにおかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配、ご支援をうけ賜り、厚くお礼を申し上げます。ここに、泰阜村ふるさと思いやり基金（以下、基金）の第一期（平成16年度）の事業報告をさせていただきます。

この基金はNPO法人ホームタウン・ドナー・クラブ（理事長：跡田直澄慶應大学商学部教授）のご提案を受けて去年6月に導入いたしました。基金の仕組みは、村が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的なニーズを寄付金という形で汲み取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」とすると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えるでしょう。

この全国で初めてとなるユニークな仕組みは、マスコミの注目を集めて多くの報道がなされました。この効果もあって多くの賛同者を得て、基金への寄付は昨年度総額で9,198,207円に達しました。また、寄付者の方々からは暖かいメッセージも寄せられました。

地方自治を取り巻く環境は、「平成の大合併」や「三位一体改革」などによって激変をしています。こうした中で、単独での自立をめざす泰阜村にとっては、今後も厳しい村政を余儀なくされるものと思われれます。寄付を通じた新たな地方自治のひとつのモデルを確立すべく努力してまいる所存であります。

みなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を受け賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成17年4月

泰阜村長 松島貞治

2 寄付の概況

第一期は、総額9,198,207円、170件の寄付の申し込みがありました。1件当たりの平均額は、54,107円となっています。

また、寄付金を適正に運用した結果、737円の運用益が生じ、基金残高は9,198,944円となっています。(運用益については、処分段階で政策メニュー毎に按分する方針です。)

政策メニュー別では、「学校美術館修復事業」が1,950,371円で68件、「在宅福祉サービス維持向上事業」が3,102,000円で88件、「自然エネルギー活用・普及事業」が1,105,000円で68件となっています。その他、「指定なし」が3,040,836円で40件でした。

地域別では、村内が1,738,207円で18件、村内を含まない県内が2,090,000円で33件、続いて愛知県が2,495,000円で15件、東京都が985,000円で38件、福岡県が270,000円で3件などとなっています。

村出身者の親睦団体である首都圏泰阜会が1,680,000円で43件、中京泰阜会が1,420,000円で10件となっています。

個人・団体別では、個人が8,352,836円で164件、団体が835,371円で5件、匿名のため個人か団体か判断できかねる寄附が10,000円で1件となっています。

寄付額別では、最高額が個人の100万円です。1万円が51人と最も多くなっています。1件当たりの平均額は54,107円で、種別では個人が50,932円、団体が167,074円となっています。

なお、寄付総額と財政との関係性を参考として示します。寄付総額の歳入全体に占める割合は、0.4%、村税に対する割合は4.8%、村民税に対する割合は21.5%となっています(平成15年度決算の数字を利用)。歳入の約半分を地方交付税に依存する泰阜村にとって、寄付が貴重な自主財源となっていることが裏付けられます。

3 寄付の処分

当該年度は寄付額が目標額に達していないために、処分は行っておりません。

4 寄付の受け入れデータ

(1) 月別

(単位:件数=件・金額=円)

	学校美術館の維持・ 保全に資する事業		福祉および健康の村 づくりの推進に資す る事業		森林整備・自然エネル ギーの活用など環境 保全に資する事業		指定なし		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
3・4・5月	1	50,000	0	0	0	0	4	25,000	5	75,000
6月	1	30,000	1	70,000	0	0	2	20,000	3	120,000
7月	0	0	2	510,000	1	5,000	3	15,000	6	530,000
8月	21	583,000	28	697,000	26	460,000	10	170,000	49	1,910,000
9月	11	290,371	21	630,000	14	235,000	2	20,000	30	1,175,371
10月	12	112,000	12	205,000	11	115,000	5	123,000	27	555,000
11月	8	90,000	8	175,000	6	115,000	4	115,000	17	495,000
12月	7	650,000	8	675,000	7	155,000	2	20,000	14	1,500,000
1月	2	70,000	2	60,000	0	0	1	50,000	4	180,000
2月	2	15,000	2	15,000	2	15,000	1	5,000	4	50,000
3月	3	60,000	4	65,000	1	5,000	6	2,477,836	11	2,607,836
寄付合計	68	1,950,371	88	3,102,000	68	1,105,000	40	3,040,836	170	9,198,207
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	737
基金合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,198,944

注1)1回の寄付で複数の用途を指定する方があるので、各用途の件数の和は全体の件数と一致しません。

注2)5月以前は、条例制定前の例外的な受付です。

(2) 地域別

(単位:件数=件・金額=円)

	学校美術館の維持・ 保全に資する事業		福祉および健康の 村づくりの推進に資 する事業		森林整備・自然エネル ギーの活用など環境保 全に資する事業		指定なし		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
泰阜村	6	440,371	9	685,000	4	125,000	4	487,836	18	1,738,207
長野県 (泰阜村除く)	11	180,000	16	740,000	13	130,000	9	1,040,000	33	2,090,000
愛知県	6	580,000	9	680,000	8	185,000	2	1,050,000	15	2,495,000
東京都	12	197,000	18	435,000	10	215,000	9	138,000	38	985,000
神奈川県	10	173,000	12	302,000	8	150,000	3	60,000	15	685,000
福岡県	3	110,000	2	55,000	2	105,000	0	0	3	270,000
千葉県	2	10,000	3	30,000	2	10,000	3	150,000	8	200,000
北海道	2	20,000	2	20,000	5	80,000	0	0	5	120,000
その他	16	240,000	17	155,000	16	105,000	10	115,000	35	615,000
寄付合計	68	1,950,371	88	3,102,000	68	1,105,000	40	3,040,836	170	9,198,207
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	737
基金合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,198,944

注) 1回の寄付で複数の用途を指定する方があるので、各用途の件数の和は全体の件数と一致しません。

(3)個人・団体別

(単位:件数=件・金額=円)

	学校美術館の維持・保全に資する事業		福祉および健康の村づくりの推進に資する事業		森林整備・自然エネルギーの活用など環境保全に資する事業		指定なし		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人	64	1,585,000	84	2,767,000	65	970,000	39	3,030,836	164	8,352,836
首都圏やすおか会	23	423,000	30	737,000	17	355,000	7	165,000	43	1,680,000
中京泰阜会	5	80,000	6	150,000	4	140,000	2	1,050,000	10	1,420,000
団体	4	365,371	4	335,000	3	135,000	0	0	5	835,371
匿名のため不明	0	0	0	0	0	0	1	10,000	1	10,000
寄付合計	68	1,950,371	88	3,102,000	68	1,105,000	40	3,040,836	170	9,198,207
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	737
基金合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,198,944

首都圏やすおか会 会員256名・中京泰阜会会員127名

注) 1回の寄付で複数の用途を指定する方があるので、各用途の件数の和は全体の件数と一致しません。

(4)寄付額別

(単位:人)

	個人	団体	匿名のため不明	計
5,000 以下	40	0	0	40
5,001 ~ 10,000	51	0	1	52
10,001 ~ 15,000	6	0	0	6
15,001 ~ 20,000	9	0	0	9
20,001 ~ 30,000	14	1	0	15
30,001 ~ 50,000	21	1	0	22
50,001 ~ 100,000	11	1	0	12
100,001 ~ 500,000	10	2	0	12
500,001 ~	2	0	0	2
合計	164	5	1	170

(5) 個人の寄付者の方々(10万円以上)

森下 武治	愛知県豊川市	1,000,000円
T・F	愛知県名古屋市	1,000,000円
田中 博正	長野県北佐久郡軽井沢町	500,000円
田中百合子	長野県北佐久郡軽井沢町	500,000円
T・K	長野県松本市	500,000円
柏木 金三(柏木兄弟会)	長野県飯田市	367,836円
中原 徹	福岡県八女市	250,000円
R・A	長野県上田市	200,000円
K・H	東京都府中市	200,000円
T・K	神奈川県横浜市	110,000円
大谷津富美子	宮城県仙台市	100,000円
I・H	東京都府中市	100,000円
大森 温子	神奈川県川崎市	100,000円
木下 勝訓	愛知県大府市	100,000円
佐々木良治	愛知県豊田市	100,000円
佐藤 勝彦	長野県下伊那郡泰阜村	100,000円
藪下 昭二	長野県下伊那郡泰阜村	100,000円

(注) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人に了解を得ています。そうでない場合は、匿名としました。

(6) 団体の寄付者の方々

任意団体A	長野県下伊那郡泰阜村	500,000円
日本禁煙友愛会泰阜支部	長野県下伊那郡泰阜村	200,000円
リンクス(株)	長野県飯田市	60,000円
環境プランニング	長野県飯田市	50,000円
平成16年度50歳年輪式参加者	長野県下伊那郡泰阜村	25,371円

(注) 匿名を希望された任意団体は匿名としました。

(7) 寄付者からのメッセージ(一部掲載)

- 元気な村であってほしいです。(愛知県大府市・個人)
- これからの日本にとって、貴村の方針は一つの目標と考えます。ぜひ頑張ってください、全国的に広めてほしいと思います。(長野県上田市・個人)
- すばらしい発想と思っています。協力できるところはさせていただこうと考えています。(長野県下伊那郡泰阜村・個人)
- 先取的・先導的な自律・自立の村として、村長さんのリーダーシップの下で進んでください。(長野県北佐久郡軽井沢町・個人)
- あまり急がず、じっくりかまえたら・・・(宮城県仙台市・個人)
- 家族の介護を体験し、その施策の充実を実感している一人として賛同します。(栃木県宇都宮市・個人)
- 素敵な着想に敬意を表します。(北海道岩見沢市・個人)
- 代々東京なので「ふるさと」がありません。私のような者も仲間に入れてください。(東京都荒川区・個人)
- 息子は福祉作業所で仕事をしております。満足のいく福祉とは言えなくても、多くの方々に支えられて今日があると思います。毎年一回、感謝の気持ちで寄付をしています。泰阜村の在宅介護、自然保護に参加します。(埼玉県入間市・個人)

5 政策メニューリスト

(1) 感性教育を大切にす村づくり 「学校美術館修復事業」

- 村の財政が厳しかった昭和初期、教員へ村財政への寄付をお願いしたところ、当時の校長は「その場しのぎの寄付でなく、こんな時代だからこそ、子供の夢や感性を育てるためにお金を生かしたい」と美術館の建設を夢見て美術品の購入を提案しました。

その後、太平洋戦争や村を襲う大冷害などにより、計画は中断しそうになりましたが、村内外多くの賛同者の熱意により、昭和29年、実に24年間の歳月を経て、念願の美術館が完成しました。

当時の美術館は老朽化したため、所蔵品は泰阜北小学校の一室に移され展示されていますが、美術館の原点である「貧しいけれども心は貪しない」という考えは、これからも大切にしていきます。

事業内容：老朽化した学校美術館の修復を行い、村民の心の拠り所とします。

寄付目標額：1,000万円

(2) 福祉・健康の村づくり 「在宅福祉サービス維持向上事業」

山村は都会に先行して高齢化社会を迎えました。そのため、泰阜村は高齢者が安心して暮らしている福祉サービスを充実させてきました。それが、住み慣れた家で一生過ごせる在宅福祉です。

その中で、高齢者が国民年金を切りつめて生活している実態を知り、収入に不安を持つ人も安心して在宅福祉サービスを受けられる仕組みをつくってきました。

介護保険法の施行に伴い、地域で高齢者を支える制度が全国に普及してきましたが、泰阜村では、さらに高齢者が安心して暮らせるように村に適した在宅福祉サービスを実施していきます。

事業内容：現在村が行っているきめ細かな在宅福祉サービスを維持し、向上します。

寄付目標額：500万円

(3) 環境保全の村づくり 「自然エネルギー活用・普及事業」

石油などの化石燃料はエネルギー効率に優れることから広く普及しましたが、二酸化炭素による地球温暖化など、新しい問題も生じました。

山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。山村は工業製品の製造では都会におよびませんが、地球環境の浄化では都会以上の能力があります。

山村に秘められた自然エネルギーを活用して、きれいな地球環境をつくります。

事業内容：自然エネルギーを活用した発電施設を公共施設に設置します。将来的には助成制度を創設して、一般家庭への自然エネルギー活用の促進も考えています。

寄付目標額：1,000万円

申し込み方法

- 役場から送付する「寄付金申込書」で寄付金の使い道を指定し、記名押印のうえ、返送するとともに、専用振込用紙により金融機関の窓口等から送金してください。
- 寄付申込書・返信用封筒・振込用紙は役場からお送りします。
- 寄付申込を希望される方は下記までご連絡ください。なお、ホームページから申し込みができます。
(http://www.vill.yasuoka.nagano.jp/contents/special/kikin/request_form.html)

寄付金の額

- 1口5,000円を基本として、何口でも受け付けます。
- 5,000円以下の金額も受け付けます。

問い合わせ先

- ふるさと思いやり基金に関するお問い合わせは、泰阜村役場村づくり推進室までお願い致します。

〒 399-1895 長野県下伊那郡泰阜村 3236-1

Tel. 0260-26-2111 Fax 0260-26-2553

E-mail muradukuri@vill.yasuoka.nagano.jp

作成協力

NPO法人ホームタウン・ドナー・クラブ 副理事長 渡辺清

6 ふるさと思いやり基金条例

平成 16 年 6 月 23 日

条 例 第 16 号

泰阜村は、明治八年行政村として誕生以来、耕地の少ない山村で貧困と戦いながら、先人の努力で自然豊かな郷土を守ってきた。厳しい自然環境の中で醸成された村民の自主自立の精神により、これからも不断の努力を重ね個性ある山村として発展していくことを目標とする。

その実現のためにも、また、これからの新しい時代に対応し活力ある郷土を創造するためにも、村民はもとより泰阜村を愛する人々による、寄附を通じた新たな住民参加型の地方自治を構築する。

これからは寄附者も村民と協働して心のふるさと「泰阜」の自治の担い手として積極的に村づくりに参加できるよう、ここに泰阜村ふるさと思いやり基金条例を制定する。

(目的及び設置)

第 1 条 寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力ある安心のむらづくりを推進するため、泰阜村ふるさと思いやり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条の目的に対し寄附された寄附金の額及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(寄附金の使途指定等)

第 3 条 寄附者は、自らの寄附金を村長が別に定める事業のうち何れに充てるかを予め指定できるものとする。

2 寄附金のうち前項の指定がないものについては、諸般の事情を勘案して、村長が前項の寄附金の使途に係る指定を行うものとする。また、必要がある場合には当該指定を変更できるものとする。

3 村長は、基金の積立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に掲げる目的のため、村長が別に定める事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第7条 村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 ふるさと思いやり基金条例施行規則

平成16年6月23日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、泰阜村ふるさと思いやり基金条例(平成16年条例第16号。以下「条例」という。)に基づき、基金の積立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ)

第2条 条例第2条に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、寄附申込書(寄附採納願)(様式第1号)または募集により受け付けるものとする。

(事業の種類)

第3条 条例第3条第1項及び第5条に規定する村長が定める事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 学校美術館の維持、保全に資する事業
- (2) 福祉及び健康のむらづくりの推進に資する事業
- (3) 森林整備、自然エネルギーの活用など環境保全に資する事業

(寄附金台帳の作成)

第4条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳(様式第2号)を整備するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(寄 附 申 込 書)・様式第2号(ふるさと思いやり基金寄附金台帳)・・・略